

再発防止策検討実務者ワーキング・グループ
第7回 議事概要

1. 日時：令和3年2月12日（金）午後4時00分から午後5時17分まで
2. 場所：東京証券取引所会議室及びオンライン
3. 議題：
 - (1)取引所による注文の失効処理が行われた場合の再発注注文に係る注文伝票の記載事項等
 - (2)システム障害時の注文の取扱い等のルール整備、売買再開に向けた手順の整備等について
4. 議事概要：
 - (注文伝票の取扱いについて)
 - ・ 注文伝票の備考欄について「取引所失効後再発注」という文言を付す想定ということだが、取引所から特殊な電文をつけていただけるとのことなのでそれを拾うことで対応できるだろう。
 - ・ 弊社では親注文・子注文という概念があり、原始顧客の注文が1つであっても子注文が複数となるケースもある。復旧後に再送する場合は、障害前に発注した子注文と数量などが異なる可能性があるためこのようなケースについても考慮していただきたい。
 - ・ 注文伝票としては元の注文と再発注分を紐づけられれば良く、再発注分であるかどうかを明示する必要はないという認識でよいか確認したい。
 - ・ 弊社では注文伝票に注文受付番号を記載しているが、第5回WGの東証提示資料P.12“再立ち上げ後の通番の取り扱いの見直し”によると再立ち上げを行った場合注文受付番号は重複する可能性がある。その場合特記事項等が必要か確認したい。
 - ※ 注文伝票の取扱いについては、日本証券業協会において引き続き検討されることとなった。
 - (空売り規制の取扱いについて)
 - ・ 実際に障害が発生した際にエラーとなる注文を周知することは難しいため、トリガー抵触銘柄とエラーとなる価格帯を周知していただきたい。
 - (立会開始後の対応について)
 - ・ 約定状況一覧がどの程度早く提供されるかが再開の肝だろう。平常時でも

常に作成し提供可能な状態にしておくか、あるいは平常時も参照可能なデータファイルと同様のフォーマットにしておき証券会社各社のシステムに反映できる形式にしておくのが望ましいのではないかと。

- 資料 P.7 の 2 つ目の※印に記載の柔軟な対応についても明確化すべきではないか。ルールとして残っていないと、将来そのような対応がなされるか不安なので「誠実に協議する」という文言を明記していただきたい。めったに起こらない事象であることは理解しているが、万が一起きた場合の損害が発生する蓋然性は大きく、規模も大きいため考慮いただきたい。
- 東証から通知を送信できていても証券会社で受信できていない可能性もあるため約定状況一覧は常に提供いただきたい。
- 長期的な目線で考えるのであれば、大量の約定取消しが発生する可能性を念頭においてシステム対応やルールを作るべきだろう。
- 約定状況一覧は最後のよりどころなので常時出力できるように準備をしていただきたい。通知通番が抜けると受信できていないかがわからないので約定状況一覧で確認するのがいいだろう。
- 取引所が約定状況一覧の提供は行わないと判断する時点は、取引所が約定の状況に齟齬が生じているおそれを認識した後、復旧作業により通知が送信できる状態と判断した時点だと理解した。
- 所要の規則改正を行う予定とのことだが、顧客側の約定に影響がある場合についても網羅していただくと証券会社としては安心できる。

(ToSTNeT システムの取扱いについて)

- プロトコルの見直しについて、FIX は海外の開発者も多く、サポート体制が取りやすいため継続していただきたい。
- ToSTNeT 取引を継続する場合の採用価格はウェブサイト上で速やかに公表されるということで承知した。

以上

(なお、議事概要については、東証株式部文責による。)